

意見書

平成24年12月10日

大 阪 市 長 殿

弁護士 西 島 佳 男

弁護士 千 葉 康 平

弁護士 高 橋 映 美

第1 はじめに

教職員による公金外現金横領という不祥事(平成24年6月14日付報道発表等)を受け、再発防止のため、公金外現金の適正管理について、これまでゆとりとみどり振興局や教育委員会が注意喚起を行ってきたところである。

一方、外部監察チームでは、教職員による横領不祥事と同様の案件が起きていないかを確認するため、市長より委嘱を受け、関係部署でのヒヤリングや書類の確認、学校での備品調査を実施した。

調査を行った範囲では、さらなる教職員による横領不祥事は確認できなかったが、調査を進める中で、学校体育施設開放事業の委託金の精算戻入に関する以下の問題点が判明した。

そのため、外部監察チームは、判明した問題点を報告するとともに、その改善方法につき以下のとおり意見を提出する。

第2 学校体育施設開放事業の委託金戻入状況について

1. 委託金の取扱いについては、平成19年度以前は確定契約による前金払いに

よる支払となっていたため、制度上、委託金の戻入は発生しないことになっていたが、平成20年度以降は収入役室（現、会計室）の通知【平成20年2月15日付「委託金の支出に係る支出区分等の取扱いについて」（通知）】（末尾添付資料①）における取り扱いが適用されることになり、委託金を概算払いとすることで精算戻入が可能となった。

ところが、外部監察チームが、無作為抽出により、天王寺区、阿倍野区、福島区の学校体育施設開放事業の委託金戻入状況に関する調査を実施したところ、委託金の精算戻入が可能となった平成20年度以降も上記区内の大半の運営委員会が精算戻入を行っていないことが判明した。

2. 直近の平成24年度の4月ないし7月分の天王寺区、阿倍野区、福島区の各区内の学校体育施設開放事業精算報告書によると、精算戻入を行った運営委員会は天王寺区内では11校中1校、阿倍野区内では15校中1校、福島区内では12校中2校のみであった。

精算戻入を行っていない運営委員会の精算報告書には、委託金を全額支出した旨が記載されており、同報告書に添付されている領収書の合計金額は委託金と一致する。

一見すると、委託金の金額の範囲内で支出しており特段問題がないようにも思われるが、通常、ある一定の金額内で複数の備品や消耗品を購入することになれば多少の残金が生じるのが一般的であり、残金を生じずかつ一定の金額を超過しないように全額を使い切るというのは至難の業であろう。

この点、天王寺区内の[]中学校の運営委員会も委託金6万円を全額使い切っているが、精算報告書に合計6万0020円分の消耗品を購入する際に委託金6万円を超過する20円分を値引きしてもらった旨が説明されており不自然さは感じない（末尾添付資料②）。

ところが、精算戻入を行った4校と[]中学校を除く計33校では、値引き等により調整を行った経緯は一切説明されておらず、委託金を過不足なく支

出している点については不可解と言わざるを得ない。

3. また、平成24年度の4月ないし7月分の上記3区内の精算報告書に添付された出納簿、委託金預金通帳の記帳内容及び領収書等によると、多くの運営委員会では委託契約期間満了の直前である平成24年7月20日以降になって大量の消耗品等を購入し、多額の委託金を支出している傾向が見受けられるが、これらが適切な支出であるのか極めて疑問である。

同年7月20日以降に委託金の半分以上を支出している運営委員会は、天王寺区内では11校中5校、阿倍野区内では15校中6校、福島区内では12校中3校もあり、そのうち7校では同日以降に委託金全額を支出している。

そもそも、学校体育施設開放事業では、契約期間ごとに委託金を支給し精算する方法をとっているのであるから、委託金は原則として当該委託期間内に必要な諸経費の為に使用されなければならないが、当該委託期間内に必要のない諸経費に使用することは不適切な使用として許されない。

4. さらに、福島区内の[]中学校及び[]小学校、阿倍野区内の[]小学校及び[]小学校の各運営委員会はいずれも委託金を全額支出しているが、これら4校は上記委託期間中、最後の支出日において切手を購入して委託金を使い切っている(末尾添付資料③)。

委託契約期間中の事業に必要な切手を購入したのであれば問題ないが、委託金を全額使い切るために同期間中の事業に不要な切手を購入していたのであれば到底適切な支出とはいえない。

この点、[]小学校では平成24年7月30日に2336円分の切手を購入されているが、その内訳は、80円切手が29枚、10円切手が1枚、5円切手が1枚、1円切手が1枚である。そして、上記切手のうち、常識的に考えて、80円切手以外のものが、上記委託契約期間中に必要であったとは到底考え難い。

第3 委託金の精算戻入が行われない理由について

1. 運営委員会側の事情としては、精算戻入が可能になったことをそもそも認識していない場合や、精算戻入が可能であることを認識していても手続きの煩瑣や戻入するのが勿体ないという考えから、委託金を不適切に支出して全額を使い切っていることが考えられる。

勿論、委託金全額を適切に支出している場合もあり得るが、上述の通り、極めて稀なケースであると思われる。

2. 他方、精算戻入を受ける区役所担当職員の側としても、運営委員会に対して精算戻入にあまり積極的でない態度を示したり、精算報告書を十分に確認せず不適切な支出を見過ごしたりして、適正な精算戻入を阻害している可能性を否定できない。

この点、後記第4の2記載のとおり、外部監察チームがヒヤリングを行った際、区役所担当職員が精算戻入がほとんど行われていないことに関して疑問を述べたことはなかった。

第4 意見

1. 外部監察チームの学校体育施設開放事業の委託金に関する意見は、下記のとおりである。

記

- (1) 運営委員会に対して、委託金の精算戻入が可能であること及び委託金の不適切な支出を禁止する旨を周知徹底すること。

また、精算報告書の中に備考欄を設け、委託金額と支出金額とが同額となる場合には、当該備考欄に同額となった理由の記載を求めること。

- (2) 区役所担当職員に対して、委託金の精算戻入が可能であること及び精算戻入の手続きについて周知徹底すること。

また、運営委員会が委託金を適切に支出しているか精算報告書等により厳重に確認するよう指導すること。

2. 上記意見の理由は、以下のとおりである。

- (1) 運営委員会が委託金の精算戻入が可能であることについて認識していない可能性があるので、精算戻入が定着するまでしばらくの間は書面及び口頭において周知徹底する必要がある。

また、委託金額と支出金額とが同額になる理由としては、代金の値引きや委託金以外からの補填等、様々なものが考えられるところであるが、これらの理由を精算報告書に記載することによって、運営委員会としては、市に対しても、市民に対しても、委託金の適正使用を明らかにすることができて無用な疑念を払拭でき、運営を委託する市としては、委託金の適正使用を事後的に確認することができ、市民に対する責任ある行政運営を全うすることができる。

- (2) 区役所担当職員に対しても、委託金の精算戻入が可能であること及び精算戻入の手続きについて今一度周知徹底すべきと考える。この点、大阪府内の他市では、職員が市民団体の補助金の返還の申し出を拒み、会計書類の偽装を要求していたという事件も発生しており(末尾添付資料④)、大阪市においてもこのようなことがないように十分に注意しなければならない。

また、運営委員会が提出した精算報告書には上述の通り不自然な部分が多数存在しているが、外部監察チームが区役所担当職員をヒヤリングした際に精算報告書の内容に疑問を持ったり運営委員会に対して注意したという職員はほとんどいなかった。委託金の不適切な支出を看過することのないよう、委託金の精算業務を行う職員に対して責任を持って職務に当たるよう指導すべきであると考えます。

以 上

収 第 268 号
平成 20 年 2 月 15 日

各 所 属 長 様

収 入 役 室 長

「委託料」の支出に係る支出区分等の取扱いについて（通知）

現在、各所属における「委託料」の支出に係る支出区分等の取扱いについては、平成 18 年 7 月 5 日付け収第 115 号通知及び平成 19 年 1 月 26 日付け収第 340 号通知に基づき、その事務手続きが行われています。

しかしながら、今年度の実地調査等において、本市の外郭団体等（監理団体、報告団体及び事業関連団体を指す。以下同じ。）に支出する委託料の一部について、「経費の変動要素が存在するにもかかわらず、前金払を行っているもの」、「概算払に係る精算書の内容と受託団体の決算書の内容に不整合があるもの」、「精算書において経費内訳の詳細が明らかとなっていないもの」等の事案が見受けられました。

また、本市の外郭団体等は、出資、出えん、職員派遣等による本市の関与が大きい団体であり、特名随意契約による多額の業務委託料の支払先であることから、当該経費の用途について、説明責任と透明性の確保が特に強く求められます。

以上を踏まえ、今回、公金支出事務の適正な執行を確保するため、「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料」等の支出に係る支出区分等について、別紙のとおり取扱方法を取りまとめました（当該取扱方法については、平成 20 年 4 月 1 日以降に締結する契約又は協定から適用します。）。

つきましては、当該事項を関係各部署に対して遺漏なく周知されるとともに、適正な支出事務の執行に努められますようお願いします。

なお、当該通知の内容については、市政改革室改革推進・行財政改革担当（指定管理者制度）並びに総務局外郭団体総括担当及び公正職務担当と調整済みであることを申し添えます。

担当：収入役室改善指導担当 岩本・大黒
電話 6208-8487
同会計管理担当（審査） 松場・家熊
電話 6208-8484

「委託料」の支出に係る支出区分等の取扱いについて

1 「概算払」と「前金払」の相違点

「概算払」とは、債権者は確定しているが、債務金額が未確定で、かつ履行期も未到来の状態において、あらかじめ概算金額の全部又はその一部を債権者に交付するものです。

一方、「前金払」とは、債権者、債務金額ともに確定しているが、履行期が未到来の状態において、債務金額の全部又はその一部を債権者に交付するものです。

このため、「概算払」においては、その性質上必ず債務金額確定の精算手続きを伴うこととなり、「前金払」においては、後日、相手方の債務不履行その他の事由によって、当該金額に変動が生じた場合を除き、経費の精算手続きを伴いません。

なお、いずれの支出区分においても、相手方の債務の履行を待っていたのでは経費の支出目的が達せられない等の条件を要し、ただ単に相手方が要望しているだけでは、これを行うことはできません（「概算払」又は「前金払」の必要性については、これを適確に精査の上、支出決議書等にその理由を表記しておくことが適当です。）。

2 「委託料」の支出に係る支出区分等の取扱い

- (1) 「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料（民間企業等と同一の契約条件で本市と締結する単価契約を除く。以下本事例中において同じ。）」

「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料」を相手方の債務の履行完了前に支出する必要がある場合は、その支出区分を「概算払」とし、当該債務の履行完了後における経費の精算手続き（別紙参考資料を参照）を徹底させるものとします（当該精算手続きの過程で相手方から徴取する精算書については、監査委員より内容の不備に係る指摘が相当数なされていることから、その内容の精査には特に注意が必要です。）。

また、「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料」を相手方の債務の履行完了後に支出（通常払）する場合においても、相手方から当該業務の履行に要した経費内訳等の報告を求め、必要経費を精査した上で、支出金額を確定する必要があります。

なお、直接経費の他に外郭団体等の管理的経費及び自助努力による経費削減に伴う内部留保等を認める場合は、当該金額を精算書又は経費内訳等の報告に表記する必要があります。

参考 現在の支出状況

「本市の外郭団体等に対する業務委託料」の現在の支出状況については、当室の統計上、その約7割が「概算払」として支出され、かつ、その大多数の契約が、価

格等を比較検討するいわゆる「見積合わせ」を伴わない「特名随意契約」によるものとなっています。

(2) 「本市の外郭団体等（外郭団体等を含む事業連合体を除く。以下本事例中において同じ。）に対する業務代行料」

「本市の外郭団体等に対する業務代行料」について、非公募により指定管理者を選定し、又は指定管理者を公募した結果1団体のみの応募となった場合は、経費水準の妥当性を他者と比較検討することができない点において、その選定方法が上記(1)と類似するものであるといえます。

このため、「本市の外郭団体等に対する業務代行料」について、非公募により指定管理者を選定し、又は指定管理者を公募した結果1団体のみの応募となった場合は、上記(1)の「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料」と同様の取扱いとします。

(3) 「本市職員が職務に関連して取り扱う委託料（公金外現金）」

本市が各種実行委員会や団体等に支出する委託料について、当該団体等の事務局として、本市職員が公金外現金を取り扱う場合においても、当該経費の使途に対する説明責任と透明性の確保が強く求められることから、上記(1)の「特名随意契約による本市の外郭団体等に対する業務委託料」と同様の取扱いとします。

3 実施時期

当該通知における支出区分等の取扱いは、平成20年4月1日以降に締結する契約又は協定から適用します。

4 その他

当該通知の内容により難しい場合は、必ず当室会計管理担当（審査）と協議してください。

(様式8)

天王寺区長 様

平成24年7月31日

所在地 大阪市 天王寺区
 団体名 大阪市立 中学校校体育施設開放事業運営委員会
 委員長名

平成24年度学校体育施設開放事業
 精 算 報 告 書

平成24年度学校体育施設開放事業委託金について、平成24年7月31日をもって経費を精算しましたので、本書のとおり提出します。

業務委託名称 大阪市学校体育施設開放事業業務委託

契約期間 平成24年4月1日から平成 24年7月31日まで

収入の部

科 目	金 額(円)
委 託 料	(A) 60,000(消費税額を含む)

支出の部

項 目	金 額(円)	内 訳(明細)
スポーツ教室等 実施経費	0	
会 議 費	0	
事 務 費	0	
修 繕 費	0	
共通用具購入費	0	
共通用具購入費 (消耗品費)	60,000	体育館モップ(@3,990×6=23,940) ホールモップ(@5,040×6=30,240) モップスプレー(@730×8=5,840) 値引き(@20=-20)
共通用具購入費 (備品購入費)	0	
そ の 他	0	
合 計	(B) 60,000 (消費税額を含む)	

差引残高 収入の部(A) 支出の部(B) 残 高
 60,000 円 - 60,000 円 = 0 円

余剰理由欄

上記経費について、金銭出納簿、通帳、領収書等を照合の結果、会計は適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成24年7月31日 会計監査

(様式9)

領 収 証

¥ 60,000-

但し体育館モップ・ホールモップ・モップスプレー

上記金額領収致しました

平成 24年 7月 26日

取締役社長

電話

FAX

取引銀行

大阪市立
[redacted]
中学校
体育施設開放事業運営委員会 殿

納 品 書

No. 005480

大阪市立 [redacted] 中学校
体育施設開放事業運営委員会 様

平成 24年 7月 26日

下記の通り納品致しました

総務課業務全般・清掃用品・工場作業用品

[redacted] 株式会社

TEL [redacted]

FAX [redacted]

品 名	数 量	単 価	金 額	摘要
体育館モップ 90cm	6	3,990	23,940	
ホールモップ 90cm	6	5,040	30,240	
モップスプレー	8	730	5,840	
値引き		20	-20	
店 渡	配 達	発 送	合 計	¥ 60,000

福島 区長 様

平成24年 7月31日

所在地 大阪市福島区
 団体名 大阪市立 中学校体育施設開放事業運営委員会
 委員長

平成24年度学校体育施設開放事業 精 算 報 告 書

平成24年度学校体育施設開放事業委託金について、平成24年7月31日をもって経費を精算しましたので、本書のとおり提出します。

業務委託名称 大阪市学校体育施設開放事業業務委託
 契約期間 平成24年4月1日～平成24年7月31日

収入の部

科 目	金 額 (円)
委 託 料	(A) 60,000 (消費税額を含む)

支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 (明細)
スポーツ教室等 実 施 経 費		
会 議 費	560	
事 務 費		
修 繕 費	59,440	メタルハライドランプ×15
共通用具購入費 (消耗品費)		
共通用具購入費 (備品購入費)		
そ の 他		
合 計	(B) 60,000 (消費税額を含む)	

差引残高

収入の部(A) 支出の部(B) 残 高
 60,000 円 - 60,000 円 = 0 円

余剰理由欄

上記経費について、金銭出納簿、通帳、領収書等を照合の結果、会計は適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成24年 7月31日 会計監査



行 番	記 号	お支払金額 (円)	お預り金額 (円)	摘 要	差引残高 (円)	符 号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						

2	24-05-16	う フクマリ	*60,000振込		*60,006
3	24-07-27	*560	→ ｵﾌ ｵｵ		*59,446
4	24-07-27	*59,440	→ *7111511-ﾗﾝﾌﾞ		*6

注 明
 ・お振替等の振替額によるご入金の場合は、お支払可能予定月日をお支払金額欄に記入します。なお、お支払可能時刻は振替額の枠内によって多少異なりますが、通常は予定日の午後になります。
 ・自動支払い、お振込金などの内容は、摘要欄または金額欄に表示します。
 ・お振込人名などを表示する場合、一部省略または略記させていただきます。

領 収 証 大阪市立 [redacted] 中学校 学校体育施設
開放事業運営委員会 様

No. _____

★

¥59,447

但 又タレハイトラン7 代金

24 年 7 月 30 日・上記正に領収いたしました

内 訳

[redacted] (%)

代表取締役 [redacted]

株式会社 [redacted]

領収証書

毎度ありがとうございます

様

株式会社 [redacted]

2012年 7月23日 11:36

【販売】

80円普通切手 (キジバト) 7枚

小 計

¥560

消費税 (内消費税等 非課税)

¥40 (¥0) ¥560

合計

お預り金額

おつり

¥560 ¥800 ¥40

印紙税申告納付につき趣時
税務署承認済

担当 発行所 連絡先 TEL: [redacted] 郵便局 端01箱11

福島 区長 様

平成24年 7 月 3 / 日

所在地 大阪市 福島区
 団体名 大阪市立 小学校体育施設開放事業運営委員会
 委員長

平成24年度学校体育施設開放事業 精 算 報 告 書

平成24年度学校体育施設開放事業委託金について、平成24年7月31日をもって経費を精算しましたので、本書のとおり提出します。

業務委託名称 大阪市学校体育施設開放事業業務委託

契約期間 平成24年4月1日～平成24年7月31日

収入の部

科 目	金 額 (円)
委 託 料	(A) 60,000 (消費税額を含む)

支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 (明細)
スポーツ教室等 実施経費	0	
会 議 費	5,500	郵送料
事 務 費	0	
修 繕 費	0	
共通用具購入費 (消耗品費)	59,450	扇風機(2台)、ラケット(20kg×30)、軟球(1kg×55)、 ソフトボール、ソフトボール、ス、鍵
共通用具購入費 (備品購入費)	0	
そ の 他	0	
合 計	(B) 60,000 (消費税額を含む)	

差引残高

収入の部(A) 支出の部(B) 残 高
 60,000 円 - 60,000 円 = 0 円

余剰理由欄

上記経費について、金銭出納簿、通帳、領収書等を照合の結果、会計は適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成24年 7月31日 会計監査

大阪市立 [redacted] 小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (/)

ANo. 002282

収 入
印 紙

領 収 証

大阪市立 [redacted] 小学校 体育施設開放事業委託金
大阪府 [redacted] 教育委員会 収入
大阪府 [redacted] 教育委員会 収入
大阪府 [redacted] 教育委員会 収入



但し 扇風機 2台 以上
上記金額正に領収致しました

平成 24 年 5 月 22 日

有限
会社



大阪市立[REDACTED]小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (2)

領 収 書

大阪市立[REDACTED]小学校

平成24年 5月22日

体育施設開放事業運営委員会

委員長 様

右金額正に 領収致しました			¥	1	0	5	0	0
------------------	--	--	---	---	---	---	---	---

但し、スポーツライム 10% として
(上記金額消費税等 500 円含む)

上記の金額正に領収いたしました

収入
印紙

株式会社 [REDACTED]

代表取締役 [REDACTED]

TEL [REDACTED]



大阪市立[redacted]小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (3)

領 収 証
大阪市立[redacted]小学校
体育施設開放事業運営委員会
委員長 [redacted] 様 2012年 6 月 6 日

★ ￥ 11,500

但 ソフトボールグラブ代金
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒 [redacted]
[redacted]
[redacted]
TEL・FAX [redacted]

大阪市立[redacted]小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (4)

領 収 証
大阪市立[redacted]小学校
体育施設開放事業運営委員会
委員長 [redacted] 様 2012年 6 月 14 日

★ 714480

但... ともペ-プ 5個とい
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

TEL
FAX

薬局

大阪市立[redacted]小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (5)

領 収 証

[redacted]小学校体育施設開放事業

運営委員長 [redacted] 様

24年 7 月 26 日

★ 7
11,500

但 金銭

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

[redacted]
〒 [redacted]
TEL [redacted] FAX [redacted]

領收書No. (6)

--	--	--	--	--	--

証 收 領

№ 125076.

學校體育施設開設申請書
運営委員長

殿

1924年7月27日.

金額		百	千	円
	¥	2	1	000

也

但：石灰代

上記金額正に領収致しました。

領収金額の内訳	
現金	✓
小切手 枚	
手形 枚	

株式会社

本社 TEL
TEL



收入
印紙

大阪市立 [REDACTED] 小学校体育施設開放事業 支出領収書

領収書No. (7)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
電話: [REDACTED]

領 収 証

2012年 7月27日

[REDACTED] 小学校体育施設開放事業
運動部部長 [REDACTED] 木美

¥550-

但し 印字代

非課税品	¥550
税抜商品額	¥0
消費税等	¥0

上記正に領収いたしました。印

<本証取扱い上のお願い>

財布等に入れ保管される場合、印字面を内側に折って保管して下さい。

印字 2-1574

責No.002



6

年 月 日	記 号	お 客 払 金 額	お 領 り 金 額	お 引 当 高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

12				
14	D24- 5-16	振込入金*	60,000	¥60,000*
15	D24- 5-16	シ フママツ オサカシカイイカンリヤ		*****
16	24- 5-22	11,000		¥49,000*
17	24- 5-22	10,500		¥38,500*
18	24- 6- 6	11,000		¥27,500*
19	24- 6-14	4,450		¥23,050*
20	24- 7-26	1,500		¥21,550*
21	24- 7-27	21,000		¥550*
22	24- 7-27	550		¥0*
23				
24				

3

お客払金と領り金の対照表

平成24年 8月 1日

阿倍野 区長 様

所 在 地 大阪市 阿倍野 区
団 体 名 大阪市立 小学校体育施設開放事業運営委員会
委 員 長

平成24年度学校体育施設開放事業
精 算 報 告 書

平成24年度学校体育施設開放事業委託金について、平成24年7月31日をもって経費を精算しましたので、本書のとおり提出します。

業務委託名称 大阪市学校体育施設開放事業業務委託

契約期間 平成24年4月1日～平成24年7月31日

収入の部

科 目	金 額 (円)
委 託 料	(A) 60,000 (消費税額を含む)

支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 (明細)
スポーツ教室等 実施経費		
会 議 費		
事 務 費	4,600	はがき(50円)48枚2400円、80円切手10枚800円、ファイルボックス4ヶ1,000円、ボールペン4ヶ400円
修 繕 費		
共通用具購入費 (消耗品費)	55,400	踏床用ワックス13,000円、スプレー容器2ヶ1,400円、モップ1ヶ9,100円、モップ立て1ヶ31,200円
共通用具購入費 (備品購入費)		
そ の 他		
合 計	(B) (消費税額を含む)	

差引残高

収入の部(A) 支出の部(B) 残 高
60,000円 — 60,000 円 = 0 円

余剰理由欄

上記経費について、金銭出納簿、通帳、領収書等を照合の結果、会計は適正に処理されていることを認めましたので報告します。

平成24年8月1日 会計監査

領収証書

毎度ありがとうございます

様

株式会社

2012年 6月25日 13:19

〔販売〕
新50円通常葉書・インクジェット
50円 48枚 ¥2,400
80円普通切手 (キジバト)
80円 10枚 ¥800

小計 ¥3,200

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥3,200

合計 ¥3,200
お預り金額 ¥10,000
おつり ¥6,800

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

担当 端01箱01
発行No 郵便局
連絡先
TEL:

納品書

領収証

小学校 佐

下記の通り納品いたします。

1 ヤマサキ	ベリーザイロ
CH80804LXM	
2 ヤマサキ	キヤニヨンス
C356000XMB	
3 ヤマサキ	コンドル フ
C279090UMB	
4 ヤマサキ	コンドル ハ
C85000XMB	
5 サワ	フラットファイ
OFKMS	イエー
6 キク	GボックスPP
483N	グレー
7 バイロ	リサイクルボ
LYE10EF	

1 ヤ C
2 ヤ C
3 ヤ C
4 ヤ C
5 ヤ C
6 キ O
7 バ 4
D

平成25年 6月25日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

消費税 0.00円

合計税込金額 ¥56,800

三井住友銀行

SMBC
SUMITOMO
MITSUBISHI
BANKING
CORPORATION

普通預金通帳

大阪府立大学
開放事業推進委員会
様

SMBC
SUMITOMO
MITSUBISHI
BANKING
CORPORATION

三井住友銀行

普通預金

年月日(和暦) 記号 お引出し金額(円) お預入れ金額(円) 残 高(円)

24-5-10 振込 シアタ/ク オカガカ
24-5-25 現金

*50,000
*50,000
*50,000
0

(様式8)

平成24年7月31日

阿倍野区長 様

所 在 地 大阪市 阿倍野区

団 体 名 大阪市立 小学校体育施設開放事業運営委員会

委 員 長

平成24年度(4月～7月)学校体育施設開放事業

精 算 報 告 書

平成24年度(4月～7月)学校体育施設開放事業委託金について、平成24年7月31日をもって経費を精算しましたので、本書のとおり提出します。

業務委託名称 大阪市学校体育施設開放事業業務委託

契約期間 平成24年4月1日～平成24年7月31日

収入の部

科 目	金 額 (円)
委 託 料	(A) 60,000 円 (消費税額を含む)

支出の部

項 目	金 額 (円)	内 訳 (明細)
スポーツ教室等 実施経費	0円	
会 議 費	0円	
事 務 費	4,016円	A4コピー用紙(500枚) 1,680円 (840円×2) 切手 2,336円
修 繕 費	25,200円	バドミントン支柱の切断 25,200円 (4,200円×6)
共通用具購入費 (消耗品費)	30,784円	グラントブラシ 22,260円 (11,130円×2) フイトルモップ スペア 4,830円 (2,415円×2) 洗剤 1,194円 (199円×6) 合鍵 2,500円 (250円×10)
共通用具購入費 (備品購入費)	0円	
そ の 他	0円	
合 計	(B) 60,000円 (消費税額を含む)	

差引残高

収入の部(A) 60,000円 支出の部(B) 60,000円 残 高 0円
60,000円 - 60,000円 = 0円

余剰理由欄

上記経費について、金銭出納簿、通帳、領収書等を照合の結果、会計は適正に処理されていることを認めましたので報告いたします。

平成24年7月31日

会計監査

小学校

1/2

領収証

大津市立小学校
体育施設開放事業運営委員会
校長 様

No. 2
24年 7月 9日

金額

¥27090

内

消費税等

消費税等
上記正に領収いたしました

現金

小切手

TEL 044-778

TEL

2012年04月11日(水)

領 収 証

3

大津市立小学校
体育施設開放事業運営委員会
校長 様

金種内訳	受領金額(消費税等)	
	現金・有価証券	1,194(56)
	クレジット及び売掛	()
	金券及び優待券	()
	その他	()

¥1,194-

上記正に領収しました。(消費税等 56円を含む)
但し、消費税 56円を含まず

電話 株式会社 (代表) 担当者
[本部]
財布等で保管置く場合、印刷面を内側に折り保管願います0002-6152-1873

領 収 証

24年 5月 9日

学校体育施設開放事業運営委員会 様

金額

¥25000

収入
印紙

上記正に領収いたしました

但し

NPO法人
(社)

〒 FAX

〒 FAX

110718

1/2

--	--	--	--	--	--

領 収 証

No 124988

5

小学校
体育施設開放事業運営委員会

2012年7月27日

金額	1	2	5	2	0	0	也
----	---	---	---	---	---	---	---

但 110718 様

上記金額正に領収致しました

領収金額の内訳	
現金	
小切手	
枚	
手形	
枚	

株式会社
TEL
TEL



収 入
印 紙

領 収 証

小学校 様
体育施設開放事業運営委員会
委員長

* 7,1680 -

但

2012年5月18日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙
コクヨ ヴケ-607

内 訳	
税抜金額	
消費税額等(%)	

株式会社
TEL

担当
発行No
連絡先
TEL
端033802

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

合計	¥2,986
消費税額	¥2,336
合計金額	¥2,986

小 計	¥2,336
1円普通切手	1枚 ¥1
5円普通切手	1枚 ¥5
10円普通切手	1枚 ¥10
80円普通切手 (キジバト)	9枚 ¥720
300円普通切手	2枚 ¥600
星型シリアル文第2類	¥1,600

領収証書
2012年7月30日 15:03
株式会社

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	24-05-10 振込	5 万 7 千 0 0 0 円	*60,000	*60,000
13	24-07-11	*27,090		*32,910
14	24-07-11	*1,194		*31,716
15	24-07-11	*2,500		*29,216
16	24-07-17	*25,200		*4,016
17	24-07-30	*2,336		*1,680
18	24-07-30	*1,680		*0
19				
20				
21				
22				
23				
24				

○他店支払いの小切手等で入会の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の振込により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

資料④

資料④については、平成 24 年 9 月 14 日付け毎日新聞掲載の吹田市関連の記事となっておりますので、ホームページ上には掲載しておりません。